

食品衛生分科会における確認事項

平成13年1月23日了解

平成13年5月18日一部改正

平成22年3月3日一部改正

1. 食品衛生分科会規程第8条の規定に基づく部会、分科会での審議又は報告の扱いは原則として別添の表に示す例による。部会は、審議終了後、分科会における審議又は報告の取扱い案を作成し、分科会長の承認を得るものとする。また、表に示す例のいずれにも該当しない場合は、その都度、担当部会長の意見を参考に分科会長が決定する。
2. 分科会における「審議」、「報告」の扱いの区分のうち、「報告」は事後報告（答申後）で差し支えないこととする。

1 食品規格部会

		検討事項の範囲	部 会	分 科 会	諮 問 の 有 無
食品衛生 分科会 審議	1	法第11条第1項の規定に基づく、食品（動物性食品を除く。）の製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格（本表の2又は3に該当するものを除く。）	○	○	有
	2	法第11条第1項の規定に基づく、食品（動物性食品を除く。）の製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格（既に定められている基準又は規格の一部改正（本表の3に該当するものを除く。）に限る。） ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、分科会長が決定するものを除く。	○	△	有
部会 審議	3	法第11条第1項の規定に基づく、食品（動物性食品を除く。）の製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格（既に定められている基準又は規格の一部改正のうち、既に行われている食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない又は食品健康影響評価を行うことが必要でない場合に限る。） ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、分科会長が決定するものを除く。	○	▲	有

注)○印は審議、△印は報告、▲印は文書配布による報告、×印は審議・報告なしを示す。